

政令第三百五十九号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和五年四月一日」を「令和六年四月一日」に改める。

別表中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の三を第五号とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二地区の項中「別表第四号の三及び第九号から第十一号まで」を「別表第五号及び第十号から第十二号まで」に改める。

理由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、酒田地区についてその指定を解除する等の必要があるからである。